

4 東日本大震災を踏まえた防災対策について

昨年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生するとともに、それまでの地震・津波対策、原子力防災対策の転換を迫るものとなった。

首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震の発生の切迫性が指摘されている関東地方知事会としても憂慮すべき事態であり、今後、この教訓を踏まえた新たな対策に取り組んでいく必要がある。よって次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 東日本大震災の教訓を踏まえた総点検

東日本大震災では、それまでの国の想定を超える規模の地震と津波が発生している。首都直下地震や東海地震においては、国の被害想定に基づき対策大綱や応急活動要領等が定められているところであるが、東日本大震災の教訓を踏まえ、対策の総点検を行うこと。

2 新たな広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震などの大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応

援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

3 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

4 大規模地震に対応した基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 首都直下地震や東海地震等のプレート境界型地震などの大規模地震の発生時、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、救援物資等の輸送拠点や現地対策本部の機能等を有する基幹的広域防災拠点をより多くの地域に整備すること。
- (2) とりわけ、既存の基幹的広域防災拠点が被災した際の代替機能を確保するため、関東管内又は東北、北陸、関西等各方面との高速道路のJCT等交通の結節点や空港、港湾周辺などに複数の基幹的広域防災拠点をさらに整備すること。

5 総合的な津波対策の推進

地震・津波対策における新たな構造基準の早期策定や、現在整備中の津波対策施設の早期完成を含めた地震対策緊急整備事業等における総合的な津波対策を推進すること。

また、今後、国が示す首都直下地震や東海地震による被害想定や「津波防災地域づくりに関する法律」の施行に対して、地方自治体が緊急に取り組む津波対策施設等の新設、改良整備事業への重点投資を行うこと。

6 防災・減災のための内陸部における地域づくりの推進

防災・減災機能の充実強化のため、沿岸部における津波避難路の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを推進するための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

7 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等による対応を行うこと。

8 建築物等の耐震化の促進

住宅・建築物の耐震化は、住宅・建築物の倒壊から住民等の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅・建築物の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているが、住宅に対する補助にあっては、地方で実施している補助制度に適応できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを改正し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

また、高齢者世帯における木造住宅の耐震化を推進するため、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。

さらに、災害時に避難所等となる学校施設や病院、災害時要援護者のいる保育所や社会福祉施設、緊急交通路となる高速道路の耐震対策を強化すること。

9 原子力発電所の安全確保と防災対策の強化

- (1) 福島第一原子力発電所事故について、事故の発生原因や事故の拡大を防止できなかった原因の究明、事故に際して執られた避難等の防護対策や住民等に対する情報提供の検証など、その全容をオンサイト、オフサイトの両面から明らかにするとともに、ここから導かれる知見や教訓を基に原子力安全対策及び原子力防災対策を抜本的に見直し、強化すること。この際、見直しに関する工程表を早急に提示すること。
- (2) 原子力安全対策については、上記(1)に基づき耐震設計審査指針を含む安全設計審査指針類を見直し、強化を図った上で、全国の原子力発電所を対象に新たな指針類への適合性を早急に審査すること。

なお、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策の評価、確認に関する工程表を早急に提示するとともに、その工程表に基づき厳正な評価、確認を行うこと。
- (3) 原子力防災対策については、上記(1)に基づき原子力災害対策特別措置法等の関係法令、防災基本計画、防災指針等を見直し、強化すること。この際、原子力防災対策については、国が責任を持って行うことを明確にすること。

併せて、原子力保安検査官事務所に配置される安全対策及び防災対策の専門職員を大幅に増員するなど、現地における国の危機管理体制を早期に構築すること。
- (4) 今年3月に原子力安全委員会の専門部会が原子力安全委員会に報告した、『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」を踏まえ、原子力防災対策のあり方を早急に見直し、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」及び「緊急時防護措置を準備する区域

(UPZ)」の範囲において実施すべき具体的な防護対策、オフサイトセンター等の現地における緊急時の対応拠点の整備の方向性を速やかに示すこと。

また、原子力施設ごとのUPZの範囲を示すこと。

- (5) 「中間とりまとめ」で、PAZを概ね5キロメートル、UPZを概ね30キロメートルを目安とし設定されることとなったことに伴い、関係地方公共団体においては環境放射線モニタリング体制、防災資機材、緊急被ばく医療体制等の拡充整備を早急に進める必要があることから、放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額など特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

また、今後具体的に検討するとされた「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)」については、早急に検討を進め、安定ヨウ素剤の配備等所要の措置を国の責任において実施すること。

- (6) 原子力災害に伴う広域避難のあり方については、福島第一原子力発電所事故に伴う避難の実態、PAZ及びUPZの設定、地震・津波と原子力事故による複合災害などを勘案して、国、地方公共団体、防災関係機関等が事前に協議を行う必要があることから、このような調整において国として主導的な役割を果たすこと。

特に、避難の際に自家用車を使用することの適否について、複合災害も想定した上で、国としての見解を中央防災会議において取りまとめ、提示すること。

- (7) オフサイトセンターについては、原子力発電所に近接しているものや、津波等による被災の懸念があるものについては、

その立地そのものを早急に見直し、移転等の措置を講じること。

これに伴い、新たな施設を整備する際は、国において実施するとともに、整備後の管理も行うこと。

- (8) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）については、避難等の防護措置を講じる際に有用なシステムであることから、原子力防災対策上の位置付けを明確にするとともに、より広域での計算を可能とするなどシステムの改善を図ること。

また、当該システムの接続を希望する都道府県に拡充すること。

- (9) 上記（1）～（8）の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、分かりやすい説明を行い、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

10 緊急防災・減災事業債（単独）に係る地方交付税措置の継続

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を対象とする緊急防災・減災事業債（単独）が新たに設けられたところであるが、避難所の耐震化や防災拠点施設、非常用電源等の整備については、平成25年度においても事業を実施する必要性が高いことから、国において必要な財源を確保し、交付税措置を継続すること。